

[事案 28-8] 損害賠償支払請求

・平成 28 年 10 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

営業所所長が生存保険金額について誤った説明をしたことを理由に、申立人に生じた損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険について、主契約の保険料払込満了日の 2 年前に、保険会社へ解約払戻金および生存保険金の見込額を照会し、営業所所長から説明を受けたが、生存保険金額について実際の額と大きな差があった。したがって、生存保険金をあてにして増額した住宅改造費相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 営業所所長は、申立人が主張する誤った説明を行っていない。
- (2) 生存保険金額を誤解した申立人が住宅改造費を増額することを、当社は予想できなかった。
- (3) 申立人は、住宅改造代金に見合った経済的価値を得ていることから、損害が生じていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、営業所所長の説明内容に不適切な点があったかどうかなど当時の状況を把握するため、申立人および営業所所長に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、営業所所長が誤った説明をしたと認められず、また、住宅改造費用の増額分は損害とは言えないことから、申立人の主張は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 営業所所長が、当該保険会社において禁止されている設計書等への書込みを行ったことは不適切であり、この書込みが紛争を招いたことは否めない。
- (2) 設計書への書込みおよび事情聴取から、営業所所長が申立人において正確に理解できるようわかりやすい説明を行った疑問が残る。